

# 関東学院大学教育学部FD委員会規程

(2015年3月19日制定)

## (設置)

第1条 教育学部が、その教育研究上の目的に基づいて行う教育改善・向上に係る活動を支援するとともに、様々な方策の検討及び提言を行うことを目的として、教育学部教授会規程第7条第1項の規定に基づき、教育学部FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (定義)

第2条 この規程におけるFDとは、Faculty Developmentの略称であって、教育学部において教員が主体的かつ組織的に教育を改善・向上しようとする活動をいう。

## (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 教務主任
- (3) 教育学部教授会（以下「教授会」という。）構成員のうちから若干名
- (4) 教務課長

2 委員会に委員長を置く。委員長は学部長が委員の中から選出する。

## (任期)

第4条 前条第1項第3号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営)

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- (2) 委員会は、適宜開催する。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 委員会の下に、必要に応じて特定の議題を検討又は調査する小委員会を設置することができる。

## (任務)

第6条 委員会は、次の事項について検討及び審議し、結果を必要に応じて教授会に報告する。

- (1) FDに係る学内・外からの情報収集、調査及び研究に関する事項
- (2) 学生の勉学意欲、能力、要望等に係る情報収集、調査及び研究に関する事項
- (3) 前2号の任務に基づく大学高等教育・開発センター員会議等への情報提供及び助言に関する事項
- (4) 学生による授業改善アンケートに関する事項
- (5) 授業の内容及び方法の改善に資するための組織的活動
- (6) 授業の内容及び方法並びに授業の計画が、学生に対して予め明示され、それが適切となるような組織的活動（シラバスの検証を含む。）
- (7) 学生の学修成果に係る評価と卒業・修了の認定に関して、客観性及び厳格性が確保され、学生に対してその基準が予め明示され、それが適切となるような組織的活動
- (8) 学生の学習環境に関する事項
- (9) その他、FDの推進に必要な事項

## (議事録)

第7条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、書記が作成し、学部庶務課長が保管するものとする。

## (事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

## 附 則

この規程は、2017年2月1日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月3日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年3月12日に改正し、2024年4月1日から施行する。